



春の全国交通安全運動期間の運動として、島牧村においても交通安全パレード及び街頭啓発が行われました。

お互いに交通ルールを守り事故のない明るい社会をつくりましょう。

— 4月12日 島牧村警察官駐在所前 —

おもな内容

▶ 第1回定例会

- 行政報告……………3～5ページ
- 審議した議案……………3～4ページ
- 審議した議案と内容……………5～7ページ
- 一般質問……………7～14ページ

- 意見書……………14ページ
- 予算特別委員会……………15ページ

▶ 第1回臨時会……………15～16ページ

- ▶ 介護保険及び総合福祉調査特別委員会……………16ページ

平成13年第1回村議会定例会

会期は3月12日～23日

平成13年度各会計予算は 予算特別委員会を設置し審議

平成十三年度予算を審議する第一回島牧村議会定例会は三月十二日に招集され、会期を三月二十三日までの十二日間と決めました。初日の三月十二日は、村長の村政執行方針と教育長の教育行政執行方針が述べられた他、議案十九件を審議し、財政調整基金の一部処分について・平成十三年度の各会計予算は予算特別委員会を設置して審議を付託し、三月二十日まで休会に入りました。再会の三月二十一日は村長に対する一般質問を行い、四名の議員が村政に対する質問を行いました。三月二十二日には石川予算特別委員長より審議結果の報告があり、この他平成十二年度各会計の補正予算、意見案七件、閉会中の継続調査一件、島牧村議会の議員の定数を減少する条例の一部改正を決定し、会期を一日残して三月二十二日に閉会しました。

第1回村議会定例会出席者状況

(開会・平成13年3月12日～22日)

氏名		開催日
<p>◎出席議員 議席番号</p> <p>⑫ 河上満 ⑪ 野坂寿 ⑩ 中田仁 ⑨ 佐藤伴 ⑧ 伊藤真 ⑦ 石川勝 ⑥ 後藤治 ⑤ 長尾文 ④ 大高裕 ③ 浜野勝 ② 白石男 ① 渡辺弘</p>	<p>◎村出席者</p> <p>村長 水守義則 助役 村川寧 収入役 藤川章 総務課長 山田康次 財政課長 政修司 企画観光課長 藤沢克司 住民課長 中野美克 健康福祉課長 野崎泰生 農林課長 藤西茂 水産課長 大西敏夫 建設水道課長 北島一夫</p> <p>◎教育委員会出席者</p> <p>教育長 内村正光 教育次長 吉野武美</p> <p>◎農業委員会出席者</p> <p>事務局長 加藤哲夫</p> <p>◎議会議務局</p> <p>事務局長 関川東明</p>	<p>12日</p> <p>21日</p> <p>22日</p>
<p>欠席</p>	<p>出席</p>	<p>12日</p>
<p>欠席</p>	<p>出席</p>	<p>21日</p>
<p>欠席</p>	<p>出席</p>	<p>22日</p>

行政報告

一、島牧村地域振興基金への指定寄付について

去る二月六日、字豊浜の臼杵豊様より地域振興に役立ててほしいと十万円寄付があり、島牧村地域振興基金に積み立てることといたしました。

二、島牧村嘱託医、島牧診療所、清水歯科医師退職申し出について

島牧村嘱託医、清水医師より三月七月付けをもって、島牧村嘱託医を四月末日を期限に退職したい旨の申し出がありましたことをご報告申し上げます。

清水医師につきましては、北海道南西沖地震の恐怖が覚めやらぬ中、平成五年一月、三浦医師の後を受けて現在に至るまでの七年余り、嘱託医として歯科診療業務に従事していただいておりますが、このたび高齢となったご両親の介護と長年、島牧村にお世話になったところであり、他の町村でも医療技術を磨きたいことなどを理由に退職の申し出がございました。

清水医師につきましては、

住民への親切かつ丁寧な診療と優秀な医療技術から、私としては継続勤務をお願いしたところですが、本人の意志が固くやむなく退職を承認するに至りました。

清水医師本人も、長年勤務した島牧診療所が医師不在となることを憂慮され、さっそく後任医師の紹介をいただいたところでもあります。

紹介されました医師につきましては現在、名古屋市において歯科医院に勤務する和田誠一氏、三十二歳であります。

この方は現在の清水医師の義理の弟、いわゆる妻の弟にあたる方で、北海道の勤務を強く希望されていることとあります。

また北海道に来た際には、清水医師宅を訪ねて、島牧村の状況についてはよく熟知していることとあります。

今後、診療の停滞を招く事のないよう、医師の招聘を急がなければならぬことから、近年の優秀な医療技術を学んだ医師を招聘することもできますので、和田医師と早急に招聘交渉を行いたいと存じておりますのでご了承お願い申し上げます。

現在のところ、今月の十五日に島牧村に来ていただいて面接することとしておりますので、今後の交渉経過につきましては随時ご報告申し上げます。

また清水医師に対しましては、長年島牧村民のために歯科診療に貢献いただいたことに報いるため、退職手当を支給したいと存じます。

予算等につきましては、平成十三年度補正予算で対応いたしたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

また清水医師につきましては、ご両親が札幌市に住んでいるので、その札幌市に近い医療施設ということで、現在泊村の歯科診療所に転出されることとありますので、申し添えさせていただきます。

三、島牧漁業協同組合の魚種別漁獲量及び漁獲金額について
昨年の島牧漁協としての漁獲量は三、〇三八トン、消費税抜きの漁獲金額で九億三、七〇〇万円あまりであります。平成十一年に比べますと漁獲量で七二一トンの減ですが、金額の面では六、九〇〇万円の増となっております。

審議した議案

- 議案第一号 専決処分の承認を求めることについて
- 議案第二号 島牧村電子計算機処理に係る個人情報保護に関する条例の制定について
- 議案第三号 島牧村職員の再任用に関する条例の制定について
- 議案第四号 島牧村職員の定年等に関する条例等の一部改正について
- 議案第五号 島牧村敬老年金条例の一部改正について
- 議案第六号 島牧村長寿者褒賞条例の一部改正について
- 議案第七号 島牧村介護予防・自立支援事業条例の一部改正について
- 議案第八号 島牧村総合福祉医療センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第九号 島牧村重度心身障害者及び母子家庭等の医療費助成条例の一部改正について
- 議案第十号 島牧村乳幼児医療費助成条例の一部改正について
- 議案第十一号 島牧村保育所設置条例の一部改正について
- 議案第十二号 辺地に係る公共施設の総合整備計画の変更について
- 議案第十三号 二級河川の指定について
- 議案第十四号 財政調整基金の一部処分について
- 議案第十五号 平成十三年度島牧村一般会計予算
- 議案第十六号 平成十三年度島牧村国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第十七号 平成十三年度島牧村簡易水道事業特別会

これの主な要因といたしましては、本所地区でのサケ漁支所地区でのイカ漁の増があげられますが、本所と支所とを比べると、本所では六、五〇〇万円程度伸びておりますが、支所の方は三〇〇万円のみならずが増であります。

特にイカナゴ漁については本所では二、七〇〇万円伸びておりますが、支所では反対に二、〇〇〇万円の減と、対照的な結果として表れております。

魚種別に前年との比較を見ますと、数量で前年より増えている主な魚種は、サケが一〇五トン、ブリで三四トン、イカナゴで二七トン、タラで五四トン、イカで一七トンの増であります。マス、ホッケ、カレイ、メバル、カニ等は減少しております。

特にホッケにつきましては二八九トンの減でありまして、これは平成九年に比べると半分の水揚げと大幅な減になってきております。

次に漁獲金額ですが、増えている主な魚種では、サケが四、一〇〇万円、ヒラメ一、六〇〇万円、ブリ一、四〇〇万円、タラ一、二〇〇万円、

イカで三、一〇〇万円の増であります。逆に減少しているのはマスで一、一〇〇万円、カレイが一、〇〇〇万円、メバルで三、二〇〇万円の減となっております。

また過去十年間程度の比較で見ますと、平成五年の南西沖地震以前の平成元年から平成四年までの間は、概ね数量で三、〇〇〇トン、金額では十三億円程度で推移しておりましたが、平成六年から漁獲量は伸びても水揚げ金額では減少するという、近年の魚価安の影響をものに受けて、さらにここ三年程は漁獲量も減少傾向となっております。私いたしましては本所の基幹産業であります漁業経営の厳しさについて危惧しているところでございます。

※以上が四月十二日に報告された内容です。

行政報告

一、島牧村地域振興基金への指定寄付について

去る三月十四日、寿都生コン株式会社様より、地域振興に役立ててほしいと三十万円の寄付がありましたので、島牧村地域振興基金に積み立て

ることといたしました。二、平成十二年度特別交付税の額の決定について

今年度の当村の決定額は、二億六、〇八〇万五千円で昨年比で十三万一千円の増であります。

伸び率〇・一％で昨年とほぼ同程度の額を確保できました。私としては安堵しております。

三、賀老高原通線道路改良事業のルート変更に係る村債の取扱いについて

このことにつきましては、昨年九月の定例議会におきまして行政報告を申し上げたところでありましたが、その後現在にいたるまで後志支庁及び財務局小樽出張所と協議してまいりましたが、三月五日後志支庁より財務局との協議結果としての方針が示されました。

それによりますと、平成十一年度までの事業に係る分については、ルート変更に至る事情を考慮し、やむを得ないものとして処分行為の承認により処理することとし、要するに繰上げ償還は要しないということになりました。

計予算

議案第十八号 平成十三年度島牧村老人保健特別会計予算

議案第十九号 平成十三年度島牧村介護保険事業特別会計予算

議案第二十号 平成十二年度島牧村一般会計補正予算(第六号)

議案第二十一号 平成十二年度島牧村国民健康保険事業特別会計補正予算(第三号)

議案第二十二号 平成十二年度島牧村簡易水道事業特別会計補正予算(第五号)

議案第二十三号 平成十二年度島牧村介護保険事業特別会計補正予算(第三号)

意見案第一号 緊急地域雇用特別交付金の継続と改善に関する要望意見書について

意見案第二号 特別間伐事業の創設を求める意見書について

意見案第三号 地域医療支援機構の創設に関する意見書について

意見案第四号 育児・介護休業法の拡充と保育施策の拡充を求める意見書について

意見案第五号 KSD事件の徹底究明を求める意見書について

意見案第六号 ハワイ沖における米国海軍原子力潜水艦衝突事故に関する意見書について

意見案第七号 雇用・失業情勢の深刻化に対応した労働行政の拡充・強化を求める意見書について

閉会中の継続調査について(議会運営委員会)

議案第一号 島牧村議会の議員の定数を減少する条例の一部改正について

しかし平成十二年度の事業に係る起債のうち、旧ルートに係るものについては、過年度の事業が先ほど言ったように処分行為の対象になるわけですから、新たに起債を認めることは適当でないことから、当該起債は認められないという主旨のものであります。

要するに旧ルートに係った起債については、これは起債を認めないということであり、したがって平成十二年度における本事業に係る起債につきましては、当初二、一三〇万円を予定しておりましたが、旧ルートに係る分一、二五〇万円を減額して、新ルート分の八八〇万円のみ借入となり、差額分については一般財源で措置することとなります。

村といたしましては一〇〇%満足のいく結論ではありませんが、前の行政報告でも申し上げました一億二、〇〇〇万円余りの繰上げ償還という最悪の事態は回避することができましたので、やむを得ないものとして承し、平成十二年度に係る起債の変更申請を行ったところでありますので、ご理解賜りたいと存じます。

四、歯科医師招聘交渉経過について

第一回村議会定例会の行政報告におきまして、島牧村嘱託医、清水歯科医師並びに医師招聘についてご報告申し上げましたが、三月十四日に清水医師より紹介ありました和田歯科医師に来村していただき、面接を行いました。

面接の結果を申し上げますと、非常に人柄も温厚でありまして、豊富な治療経験をお持ちでありました。

また島牧村の進める保健・医療・福祉一体となった地域福祉政策にも積極的な協力をしたいとのことであり、嘱託医として適任であろうと判断した次第であります。

清水医師退職後、医師不在となることを避けることから、和田医師の招聘を行いたいと存じますのでご了承お願い申し上げます。

また清水医師並びに和田医師とも、治療に混乱が生じないよう十分な引継ぎをしたいとのことでありまして、和田医師には四月一日付けをもって嘱託医として発令し、嘱託手当として月五十万円を支給したいと考えております。

したがって四月については引継ぎ期間として二名体制により治療を行うこととなります。

和田医師からは、三月十五日付けをもって嘱託にかかる覚え書きの提出を受けておりまして、また現在勤務している名古屋の方ですが、医療施設については三月三十一日付けをもって退職する旨の了解をいただいているとのことでありまして申し添えさせていただきます。

五、後志森林管理署黒松内事務所の廃止について

本年三月十六日に農林水産省において、平成十一年度より五カ年の期間で開始した国有林野事業抜本改革の三年目にあたり、本年八月一日付けをもって黒松内事務所を含めた全国一五〇カ所の国有林野事業組織を廃止することが決定されたところであります。

この廃止に伴いまして、後志管内の森林管理局函館分局管轄の組織については、俱知安町にある後志森林管理署一カ所と各町村にあります既存の森林事務所、いわゆる担当区と言っている森林事務所に

しかし森林の八十%以上が国有林である本村にとりましては、黒松内事務所の廃止により森林の管理及び治山事業に支障がないよう適切な処置

を講ずるよう、今後関係機関に要請してまいります。
※以上が四月二十一日に報告された内容です。

審議した議案と内容

議案第一号 専決処分の承認を求めることについて

〔内容〕平成十二年度島牧村一般会計において、太平洋センターパークのトイレが凍結し、破損したために、給水管修理のために必要経費について二月十三日付で専決処分したもので、承認を求めたものです。

い、本村においても職員の再任用に係る条例を定めるものです。

◎審議の結果：全員賛成で原案承認

◎審議の結果：全員賛成で原案可決

議案第二号 島牧村電子計算機処理に係る個人情報保護に関する条例の制定について

議案第四号 島牧村職員の定年等に関する条例等の一部改正について

〔内容〕電子計算機処理を進めるにあたり、個人の権利及び利益を保護するために条例を定めるものです。

議案第五号 島牧村敬老年金条例の一部改正について

◎審議の結果：全員賛成で原案可決

◎審議の結果：全員賛成で原案可決

議案第三号 島牧村職員の再任用に関する条例の制定について

〔内容〕地方公務員法等の一部改正をする法律の公布に伴

〔内容〕地方公務員法等の一部改正をする法律の公布に伴

十年以上島牧村に住所を有し、現に居住している満九十

〔内容〕地方公務員法等の一部改正をする法律の公布に伴

十年以上島牧村に住所を有し、現に居住している満九十

〔内容〕地方公務員法等の一部改正をする法律の公布に伴

十年以上島牧村に住所を有し、現に居住している満九十

五歳以上の者に毎年支給していたが、平成十二年度の支給をもって廃止するものです。

ただし平成十二年度において、敬老年金の支給対象となつた者については、支給要件に該当する場合に限り継続して敬老年金を支給するものです。

◎審議の結果：全員賛成で原案可決

議案第六号 島牧村長寿者褒賞条例の一部改正について
〔内容〕村内に住居する高齢者に対して長寿者褒賞条例に基づき、長寿者褒賞金を支給してまいりましたが、高齢者福祉施策充実の一貫として関連施策の見直しを図ることとし、本条例の一部を改正するものです。

十年以上島牧村に住所を有し、現に住居している満百歳の者に四〇万円の慶祝金を支給していたものを五〇万円に増額し、また新たに満九十五歳の者に一〇万円の慶祝金を支給することが追加されました。

ただし平成十二年度において、敬老年金の支給対象となつた者については、支給要件に該当する場合に限り、改正前に規定する額の慶祝金を支給

するものです。

◎審議の結果：全員賛成で原案可決

議案第七号 島牧村介護予防・自立支援事業条例の一部改正について

〔内容〕要介護状態の進行を防止するため、高齢者生活福祉センター居住部門を利用して、短期間の宿泊により生活習慣等の指導及び体調調整を行うものです。

◎審議の結果：全員賛成で原案可決

議案第八号 島牧村総合福祉医療センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

〔内容〕高齢者生活福祉センター居住部門は、居住において生活することに不安のあるものに対し一定の期間居住を提供するものであり、利用定員十四人に対して現在八人の方が入居中ですが、利用対象者の年齢を拡大して施設の有効利用を図るため、本条例を改正するものです。

◎審議の結果：全員賛成で原案可決

議案第九号 島牧村重度心身障害者及び母子家庭等の医療費助成条例の一部改正について

て

〔内容〕北海道医療給付事業要綱の改正に伴い、本条例の一部を改正するものです。

◎審議の結果：賛成多数で原案可決

議案第十号 島牧村乳幼児医療費助成条例の一部改正について

◎諸般の事情により会議規則第二十条の規定に基づき撤回

議案第十一号 島牧村保育所設置条例の一部改正について

〔内容〕平成十二年度税政改正（年齢十六歳未満の扶養親族に係る扶養控除の額の増額「十万円加算」の特例廃止）による階層区分の形式整理実施に伴い、本条例の一部を改正するものです。

◎審議の結果：全員賛成で原案可決

議案第十二号 辺地に係る公共施設の総合整備計画の変更について

〔内容〕永豊辺地の公共施設の総合整備を図るため、本計画の一部を変更するものです。

◎審議の結果：全員賛成で原案可決

議案第十三号 二級河川の指定について
〔内容〕普通河川床丹川の二

級河川の指定について、北海道知事から河川法の規定により意見を求められたので、異議ないものとして議決を求めらるるものです。

◎審議の結果：全員賛成で原案可決

議案第十四号 財政調整基金の一部処分について

議案第十五号 平成十三年

議案第十六号 平成十三年

島牧村国民健康保険事業特別会計予算

議案第十七号 平成十三年

島牧村簡易水道事業特別会計予算

議案第十八号 平成十三年

議案第十九号 平成十三年

島牧村介護保険事業特別会計予算
※議案第十四号から議案第十九号までは、全議員による予算特別委員会を設置して審議することに決定しました。

各種検診委託料二九万三千円の減、営農資材購入資金二、五〇〇万円の減、漁港事業負担金九一萬一千円の減、人件費（事業支弁等）三五五万二千円の減、一時借入金利息三五〇万円の減、地域インターネット導入促進事業四、四五万円の追加、医薬品四二〇万円の追加、村道等除排雪委託五九四万六千円の追加などです。

◎審議の結果：全員賛成で原案可決

議案第二十一号 平成十二年島牧村国民健康保険事業特別会計補正予算（第三号）

〔内容〕補正額は、八四八万五千円を減額し、総額は三億八〇四万四千円になります。歳出補正の主なものは、退職分療養給付費一、五〇三万六千円の減などです。

◎審議の結果：全員賛成で原案可決

議案第二十二号 平成十二年島牧村簡易水道事業特別会計補正予算（第五号）

〔内容〕補正額は五十一万円を追加し、総額は一億二、五六六万六千円になります。歳出補正の主なものは、異常気象による水道管凍結復旧費で二

億三、四二二万六千円になります。歳出補正の主なものは、異常気象による水道管凍結復旧費で二

七十七万五千円の追加、事業完了により二三〇万一千円の減などです。

◎審議の結果：全員賛成で原案可決

議案第二十三号 平成十二年度島牧村介護保険事業特別会計補正予算(第三号)

〔内容〕補正額は一、二〇七万一千円を追加し、総額は一億八、九七〇万七千円になります。歳出補正の主なもの、介護サービス利用者の増加に伴う介護給付費一、三三七万五千円の追加などです。

◎審議の結果：全員賛成で原案可決

発議第一号 島牧村議会の議員の定数を減少する条例の一部改正について

提出者 島牧村議会議員

浜野 勝男

賛成者 島牧村議会議員

佐藤 伴則

賛成者 島牧村議会議員

長尾 文裕

賛成者 島牧村議会議員

後藤 諭

賛成者 島牧村議会議員

白石 一男

〔内容〕経費の節減、行政運営の簡素化、効率化を図るため議員の定数を十二人から十

人に減少するため本条例の一部を改正するものです。

◎審議の結果：賛成多数で原案決定

一般質問

第一回村議会定例会での一般質問の内容と理事者側の回答要旨をご紹介します。
今回の質問者は四名ですが、掲載にあたっては、主に通告事項を中心にまとめました。

佐藤 議員

一、職員への士気向上に対する施策を検討する必要性について

近年、村財政の硬直化が進む中、職員の様々な面における処置が悪化していると思われ、時代の流れとはいえ、特に若い職員などは、今後の長い人生を考えた時に現時点の又将来に対する明るい希望がもてるような何らかの対応を考えてあげると考えますが、このような点について村長はどのように考えておられるかお聞きいたします。

村長

質問者が指摘されておりますとおり村財政が大変厳しい状況にあることから、職員にも理解していただきまして旅費、通勤手当、管理職手当等の改定を行ってきたところであります。

いま大きな課題として考えなければならぬことは、以前にも申し上げたことがござ

います。現在の村職員の年齢構成には大きな歪みがあります。いわゆる団塊の世代が管理職の適齢期なのに昇任させることが出来ないでいることについて、私も危惧しているところであります。

この点にしましては、質問者が申されているとおり中堅、若手職員の士気にも少な

からず影響があるものと思っております。

現在、国においてこれら人事制度の見直しも進められており、従来の年功序列主義から能力、実績主義導入も検討されているところであります

佐藤 議員

二、路線バスの新たな対応策について

二〇〇二年の乗り合いバス事業が自由化されるのを受け、「地域住民の足」としての現在のバス事業の在り方について検討してはどうか。

現在の利用状況は非常に少ないと思われるが、村直営バス事業等も含めて思案をしてみる必要性があるのではないか。

村長

路線バスの規制緩和に伴う新たな乗り合いバスの対応策について申し上げますと、ご質問の前段にありましたとおり、平成十四年二月一日より「道路運送法及びタクシー業

業務適正化臨時措置法の一部を改正する法律」が施行されることに伴いまして、乗り合いバス事業に係る需給調整規制の廃止、すなわち規制緩和が行われます。

この規制緩和に伴いまして、国はバス事業者間の競争を促進し、利便性が高く安全で安心なサービスの提供を図る考えであります。利用頻度の

高い路線に対して、地方の生活交通機関としての路線バスの確保の観点から考えますと、不採算バス路線から事業者が撤退することも逆に容易な規制緩和であると考えられます。

また国においては規制緩和に伴い、補助制度の見直しを図ったところでありますが、結論から申し上げますと、新しい補助制度では本村のニセコバスの路線は対象外となるということが明確な状況にあります。

したがって道におきまして、規制緩和による地方バス路線の確保の観点から、新年度には新たな補助金制度を制

定することとして、現在調整中であります。

一部示されている道補助制度の採択基準から判断しますと、本村のニセコバス路線に対する補助採択も厳しい状況にあります。補助採択されたとした場合には町村も二分の一の補助負担が義務付けられることから、道費補助金と同額の補助金を事業者に交付しなければならぬこととなります。

しかしながら、道補助制度による補助金交付を受けたとしても、バス路線の赤字がすべて解消するわけではなく、従来どおり赤字額に対する特別助成をニセコバスは村に申請していただくことが考えられます。

路線バスの赤字要因は、当然バス利用者の減少が最大原因であります。この原因の背景には村の福祉バス等の運行などがあるのも事実と推察するところであります。

また規制緩和に伴い、仮にバス会社が撤退することになると、高校通学者や自家用車を持たない住民、いわゆる高齢者とか子供たちなどの交通弱者にとって、地域の生活機

関がなくなることは、直接的、間接的に大きな影響を及ぼすものと認識しているところでございます。

生活交通の公共機関としてのバスの在り方については、規制緩和が施行される事実を踏まえ、本村の地域性に見合った方策について今後の重要な

佐藤議員

我が国の将来を考える時、二十一世紀の日本、とりわけ我が国を背負って立つ子供達に日本人としての自国の歴史に自信を持たせ国を愛する気持ちを育てると共に、子供達が国際社会で尊敬され、信頼される日本人に成長することは、我々大人の等しい願いであります。

しかしながら、この願いとは裏腹に、戦後日本の教育、特に歴史教育の分野では本当にこれが日本の教科書なのかと疑問を持つと共に、日本人でいることが恥かしくなる程自国の歴史に誇りを失わせしめる内容になっている部分があります。

そこで私はより公正な教科書採択の実現を願って、これらの内容に関連し、お伺いをするものであります。

(一) 現在、小・中学校で使用されている歴史教科書の内容について、村長、教育長はどのような感想を持っておられるのか、率直にお聞かせください。

(二) 我が村は「第四採択地区」に位置付けられておりますが、ある地区では会議が二回程度しか行われず、その会議も一回の所要時間が一時間〜二時間程度の検討でどの教科書を採択するか決定しているものであります。

この採択地区協議会では、その前段での作業となる小委員会や選定委員会で調査した内容をさほど審議せず選定しているのではと疑わざるを得ないのです。

当地区の実態をお知らせください。

(三) 後志第四採択地区は、どのような判断基準で委員を任命しているのか、教育長の見解をお示しください。

また、平成十四年度の教科書採択にあたっては、当村ではどのように対応を考えておられるのかお聞かせください。

(四) 学校教科書の選定は誠に重要であります。それだけに採択にあたっては慎重かつ公正でなくてはなりません。

私は教科書の調査、研究は技術的、専門的な事柄も多いため、教育委員会、学校関係者の判断を尊重すべきと考えます。

しかしより正しい判断のためには、できる限り一般有識者や保護者等も今まで以上に参加できる仕組みを教育委員会は作るべきと考えますがいかがでしょうか。

また当地区では、教科書採択の決定にあたっては、答申された教科書のみを審査するのか、更には各町村の教育委員の方々のかわりについて答弁を求めるものであります。

(五) 開かれた採択に関しましては、道教委も公正確保に十分配慮して選定委員の氏名及び採択理由を公表する事が正しいと定め、その旨を各市町村に通知したと聞いていますが、村長及び教育長の見解をお聞かせ下さい。

教育長

ご質問の中に村長に対しての質問もありますが、基本的な考え方は変わるものではありませんので、教育問題という事で私から答えさせていただきます。

このことにつきましては皆さんも新聞紙上でご承知のとおり、国際的な問題にも、ま

た道議会においても論議されているところでございます。

次代を担う子供たちに物事を正しく伝えることは、大人の義務であると考えるところであり、しかし価値観の多様化する現代社会では、その受け止め方が多様であることに難しさがあるのではな

いかと感ずるところであります。

一番目の質問でございますが、現在小・中学校で使用されている歴史教科書の内容についての感想についてでございますが、私も読ませていただきました。

個々の教科書にある記述内容につきましては感想を申し上げることはちょっと差し控えさせていただきますと思います。使用される教科書は、学習指導要領に準拠して執筆、編集されており、文部科学省の検定を経たものであります。

当第四地区採択協議会において、教科書見本について学習指導要領の目標や内容、地域の実態などを踏まえるとともに、文部科学省の教科書編集趣意書、道の採択参考資料等を参考として調査・研究し採択されたものであり、内容には問題ないと考えております。二番目の質問でございますが、採択地区協議会の実態についてでございますが、当第四地区におきましては採択協議会を三回開催しております。一回目の協議会は、採択協議会の日程や教科書選定委員の選定方法について協議し、決定手続きを行っております。

二回目の協議会は、教科書選定委員の選任、決定を行っております。

三回目の協議会は教科書選定委員会の各種目の選定委員の代表から、審査の経過や選定の主な理由等の答申を受けたのち、各種目ごとに協議会委員の協議を行い、全会一致により採択教科書の決定を行っております。

三番目の選定委員会についてはありますが、選任にあたっては大きく分けて六つの要項がございます。

まず一番目は欠格条項に当てはまらないこと、これは簡単にいいますと、利害関係者が入らないことということでございます。

二番目は管内の小・中学校に勤務する校長・教頭、教諭の中から、教科の実践研究において優れた実績があること。三番目は同一校に偏らないこと。

四番目は町村のバランスを考慮すること。

五番目は道の選定審議会の調査員になっていないこと。

六番目が長期にわたる同一者の選任を避けること、などに配慮し選任協議会が選任し

ております。

具体的な選任にあたっては、後志教育局からの情報提供や助言を得ながら進めているところでございます。

また平成十四年度から使用される教科書の採択事務につきましては、国、道の動向に十分留意して小学校、中学校の教科書の同時採択が円滑、適切に行われるよう、早い時期からの取り組みを進めることが望ましいと考えております。

教科書採択の在り方については道の採択基準を踏まえ、公正な採択の確保に配慮するのはもとより、開かれた教科書採択にあたっていききたいと考えております。

四番目の教科書の選定についてであります。教科書の調査、研究にあたっては、子供の教育を付託している保護者や各分野の一般有識者など、様々な立場から広く意見を求めることは大切と考えております。

今後第四地区においても道の採択基準を踏まえ、一般有識者や保護者の参画を拡充することを検討してまいりたいと考えております。教科書の採択にあたっては

選任委員会から答申された二種だけから判断するのではなく、すべての見本本について採択協議会委員が点検、検討を加え判断しております。

教育委員のかかわりについては採択協議会規約により、町村教育委員会が任命する代表者を委員として構成することになっており、第四地区においてはその代表者として各教育長が任命されております。

教育長は教育委員会の意見を事前に把握して、採択協議会に臨むとともに後日、経過を報告し採択しております。

五番目の選定委員の氏名や

採択理由の公表についてであります。選定委員の氏名や採択理由の公表については、道の採択基準を踏まえ、当第四地区においても今後、具体的に検討する必要があると考えております。

私見ではありますが、教科書採択事務の円滑な遂行や公正の確保に支障をきたさない範囲であれば、公表していくことが望ましいと考えております。以上申し上げましたが、今後におきましても採択事務の円滑な遂行や公正の確保に努めてまいります。

長尾 議員

一、村政執行方針を拝聴した後、協議された両支所の問題が、何ら述べられなかったことは誠に遺憾であり、両支所管轄の住民にとって大きな不安であると考えています。

村長はこの問題をどう取り進める所存なのかお伺い致します。

二、江ノ島海岸は渚百選にも選ばれたすばらしい島牧の名所でもあります。

ここ一、二年は特に海岸



の浸食が激しいと感じているのは私ばかりでないと思います。このような状態を続けていったならば、最後には消失してしまいます。

何か有効な手立てを更に強く要請するお考えがないのかお伺い致します。

村長

一点目の両支所の問題が、村政執行方針に述べられていなかったことのご質問についてであります。

昨年十二月二十一日の定例会終了後に両支所の今後について、議員協議会で協議させていただきましたが、住民に説明し廃止の方向で検討すべきとのことであり、私も出席できた地区会の新年総会においては、両支所の廃止について触れてきたところでもあります。

ただ、質問者からのご指摘のとおり両支所の問題に関しては、村政執行方針の中で触れなかったことにつきましては、まったく私の不徳のいたすところであり、反省しているところでございます。

今後におきましては、支所で行っている業務について、郵便局などと協議し、地域住民になるべく不便をかけない方向で廃止してまいりたいと考えており、その手法等につ

いては取りまとめましたら議会と協議させていただきますと考えております。

次に江ノ島海岸の浸食防止対策についてのご質問でございますが、ただ今質問者のおっしゃるとおり、最近の江ノ島海岸の著しい浸食傾向に対し、前浜の回復による環境維持対策が早急に必要であるとの認識は私も感じております。

また江ノ島地区会からこれらに対する対策要望も受けております。

あれだけ広がった江ノ島海岸の渚も、この頃ではシケのときなど国道付近まで波が寄ってくるような状況となっておりますので、これを回復するためにには幌内川から北国潤までの建設海岸約一・四キロの区間に浸食を防止するため人工リーフ等を設置し、渚の回復を図る必要があると考えております。

村といたしましても、これまでも重点施策要望事項として

て小樽土木現業所や道に対して早期対策の実施について要望活動を続けておりますが、江ノ島地区にはご承知のとおり平成十二年度から国費導入による海岸事業として、高潮対策事業での護岸整備が実施されているため、この高潮対策事業が終了しないうちは、同じ国費導入となる海岸環境整備事業として国への予算要望は難しいとの話であり、高潮対策事業終了後に浸食状況等の調査をしたい旨、回答を受けております。

しかし村としては、高潮対策事業としての護岸整備と、江ノ島海岸浸食に対する前浜の回復の問題は別でありまして、今後とも機会あるごとに土現や道、及び国に対して要望を実施してまいりる所存でおります。

再質問
平成十二年度から始まったその護岸工事、これがいつ頃終了する予定なのか、見通しと更に村長は機会あるごとに要請していくというおられますが、私が聞き及んでいるところでは、前永井村長の時代からお願いはしてあるという話を伺っております。

しかしいま現在に至ってもされていないというのは、あまりにも決まりきった、例えば土木行政懇談会ですとか、そういう会議だけでお願いして、他の用事で出張の際にはお願いしないような現状ではないのかと思います。

しつこいくらいにお願いしていかなければ、この島牧の狩場のブナの原生林、また賀老の滝、江ノ島海岸これらはこれからの村が生き残るため大切な財産だと思っておりますのでその点踏まえて二点お伺いします。

海岸で、もともとは国が管理している訳ですが、道によりますとこれは保全すべきものが無いと、あるとすれば国道しかないだろうということ、これは開発庁に言うべきだと、全然とり合ってくれなかったということが過去にありました。

それでは困るので、そのように道に言いましたら、国に言いなさいと言われた訳であります。

したがって何とかして下さという話を、我々はいったいどこへ行ったらいいんだとこういうことも再三申し上げてきました。

いま質問者から要望のしつ放しでないかというようなご指摘がありました。決してそうではありません。

再三という意味は、もうすでに二回、今年に入ってからやっておりますが、この中にも海岸環境整備事業というところで、新たなこういう状況を更に踏まえて要望してあります。

これからもそういうことで要望を続けていきますが、先ほど申し上げたとおり国の事業が二本あるという形になる

再質問
平成十二年度から始まったその護岸工事、これがいつ頃終了する予定なのか、見通しと更に村長は機会あるごとに要請していくというおられますが、私が聞き及んでいるところでは、前永井村長の時代からお願いはしてあるという話を伺っております。

しかし村としては、高潮対策事業が終了しないうちは、同じ国費導入となる海岸環境整備事業として国への予算要望は難しいとの話であり、高潮対策事業終了後に浸食状況等の調査をしたい旨、回答を受けております。

しかし村としては、高潮対策事業としての護岸整備と、江ノ島海岸浸食に対する前浜の回復の問題は別でありまして、今後とも機会あるごとに土現や道、及び国に対して要望を実施してまいりる所存でおります。

再質問
平成十二年度から始まったその護岸工事、これがいつ頃終了する予定なのか、見通しと更に村長は機会あるごとに要請していくというおられますが、私が聞き及んでいるところでは、前永井村長の時代からお願いはしてあるという話を伺っております。

しかし村としては、高潮対策事業が終了しないうちは、同じ国費導入となる海岸環境整備事業として国への予算要望は難しいとの話であり、高潮対策事業終了後に浸食状況等の調査をしたい旨、回答を受けております。

しかし村としては、高潮対策事業が終了しないうちは、同じ国費導入となる海岸環境整備事業として国への予算要望は難しいとの話であり、高潮対策事業終了後に浸食状況等の調査をしたい旨、回答を受けております。

しかし村としては、高潮対策事業が終了しないうちは、同じ国費導入となる海岸環境整備事業として国への予算要望は難しいとの話であり、高潮対策事業終了後に浸食状況等の調査をしたい旨、回答を受けております。

しかし村としては、高潮対策事業が終了しないうちは、同じ国費導入となる海岸環境整備事業として国への予算要望は難しいとの話であり、高潮対策事業終了後に浸食状況等の調査をしたい旨、回答を受けております。

しかし村としては、高潮対策事業が終了しないうちは、同じ国費導入となる海岸環境整備事業として国への予算要望は難しいとの話であり、高潮対策事業終了後に浸食状況等の調査をしたい旨、回答を受けております。

しかし村としては、高潮対策事業が終了しないうちは、同じ国費導入となる海岸環境整備事業として国への予算要望は難しいとの話であり、高潮対策事業終了後に浸食状況等の調査をしたい旨、回答を受けております。

伊藤 議員

ということではないかというふうには受け取っている訳ですが、道の方ではこの高潮対策事業が終ってから調査したいと、このような回答を受けておられますので、もうしばらく待たなければならぬと思っております。

なお、これらに通ずることは、関係機関というのはそういう意味で国の方にでた際にもこれらは当然、要望書にも載っておりますので、要望してまいりたいと考えております。

再々質問
高潮対策事業がいつごろの年度で終了する見通しなのかお伺いします。

水産課長
高潮対策事業につきまして、土現では平成十六年度までにすべて終了したいということでの話は受けておりますが、今の状況を見ると平成十六年度ではちょっと難しいのではないかと私は感じております。

ただ江ノ島海岸につきましては、平成十六年までには終るのではないかという感じはもっております。

一、活力のある村づくりには程遠い今年の村政執行方針のように見える。

第三次島牧村総合計画実行の精神を發揮して全力で村政執行にあたるべきである。

今年には先に決めた第三次島牧村総合新十ヶ年計画の三年目になるが、財政的にも非常に厳しい状況にある最中ですが、それにしても水守村長の今年の村政執行方針を聞いてみると、第三次島牧村総合計画を指針とした重点的政策の実施と、活力ある村づくりを推進していく指導力が欠けているように思われる節がある事は非常に残念である。

過疎地の地方自治体は非常に大変な状況にあるが、もっと先見性と独自性を發揮して職務を全うしてほしいし、そのことが村民からの活力の引き出しになるので頑張してほしい。

村 長

活力ある村づくりのため、第三次総合計画の実施に向け全力で村政の執行にあたってほしいとのことではありますが、私としては村政執行方針を述べるにあたりましては、第三次島牧村総合計画で指針としている重点施策と、村財政状況等を念頭に置きながら、農林漁業、商工業の振興、観光振興等、あるいは住民福祉の向上を図るとともに、事業の投資効果等を十分に検討したうえで村政を執行してきているところであります。ご承知のとおり地方自治体を取り巻く行財政環境は、国の行財

再質問

期待した答弁が出てこないもので非常に残念ですが、維持管理費や継続事業を主に財政の健全化を図りながら事業を進めるといふのは当然のことであって、それよりも一歩踏み込んだ考え方がいいますか、それがいま求められているのではないかと思います。

活力というのいろいろ、その人の考え方によって、事業の取り方や見方も変わってくるので、その見方によってバランスの取れたのが活力あるというふうには、又は堅く事業を、財政破綻をきたさないようにきちっと無理しないで行うというのにも活力ある村づくりというふうな考え方もあるかと思うので、その辺で認識のずれはあるかと思

います。私の言っているのは、もう少し首長自信が元気よく、議会に振り回されるようなことがなく、もう少しきちんとした方針をもって対応してほしいということ。そうではないと、たとえば江ノ島のコミュニティセンターの場合みたく、もう少し踏み込んだ議論をきちんとしておいてもらえればああいう

村 長

大変心強いご質問でございますが、私としても具体的な話は申し上げられませんが、やはりこれから当面二十一世紀に向けて大きな課題となってくるのは、目の前にぶらさがっている合併問題とか、あるいは福祉の問題とか、これが大きいのかかかってくるだろうと思っております。

そういう意味ではいま、財政問題はそっちにおいてというふうにはいきませんし、やはり財政は財政で健全化を図っていかねばならないと私自信考えております。

これらの流れをしっかりと見つめながら、ただ今ご指摘ありましたことの方角性を誤

らないよう、二十一世紀の村で、今後ともよろしくご支援づくりにつなげていきたいといただきますようお願い申し上げます。

伊藤議員

二、島牧村内の路線バス存続の危機に直面しているが、村として積極的な対応をすべきであるが、どのような方針をもっていか聞きたい。

道路運送法が改正され二〇〇二年二月から実施されることとが決まっているが、これに伴いバス路線の許認可等が大きく変わること、赤字路線の廃止等は事業者の判断で出来る等、公共交通機関としての役割が薄くなりそれによって路線からの撤退等がでる心配が大きい。

現在は島牧村内はニセコバスが全路線を占めているので悪影響が心配です。

三町村の対策協議会が発足したようだがどのような動きなのか、また村として今後どのように対応していくのか伺いたい。

村長

路線バスの規制緩和による本村への影響及び今後の基本的方針につきましては、先程佐藤議員の質問への答弁内容と重複いたしますので、ご理解いただけたものとして答弁を省略させていただきますと思いますが、先程少し触れておりました村のバス、いわゆる学校のバス、福祉バス、患者バス等たくさんありますが、これも含めた中でいろいろ検討してはどうかというお話であったかと思いますが、そう

ふう認識しておりますことから、南後志地区におけるバス事業者も含めた情報交換や路線バスシステムの運行調整、更には新たなバス運行形態の、先程少し触れましたが研究、模索などを目的に、本村と寿

伊藤議員

三、泊公営住宅付近の生活排水の抜本的な改善対策について

泊公営住宅と村職員住宅等の生活排水は泊川に流れているが、高低差が少ないこと、住宅建設に伴う配水管等の工事が継ぎ足して対応してきたので非常に流れが悪く、数えきれない程詰まりを起こしては部分的に管、マンホール、素堀側溝等の掃除をしたりしてきていますが、今年から泊川の高潮対策で河川堤防が本格的な改修を始めている。

これらの河川堤防改修に併せて、泊公営村職員住宅等の排水を抜本的に改修すべきである。

そうしなければ生活排水の処理が出来ないようになる心配があるので、早急に改善策を要求する。

村長

公営住宅は昭和四十四年から五十六年度までの間に十一棟三十九戸が建設され、また職員住宅は昭和四十二年から五十六年までの間に十二棟二十一戸が建設されておりますが、建設後約三十三年経過している住宅もあります。また土地は低く排水の流れが特に悪い泊団地線より奥側につきましては、平成十一年

都町、黒松内町、渡島管内の長万部町の四町村及びニセコバス株式会社との構成による連絡協議会組織を設立する計画で現在取り進めているところでありますが、まだ具体的な活動には至っておりません。

再質問

清掃で対応したいというお話ですが、清掃ではちょっと無理でないかと思っています。

なぜかという勾配のないところに一般住宅がある訳ですから、流れていかなければならず、それが油の付着の原因になったりして、配水管等に付着したり柵に付着して逆効果になって、それが詰まりを促進するのが現在の状況でないかと思えます。

これは農協の事務所から工場まで全部この管に、一つに排水を流して、そして泊川の運動公園の横に流れている訳ですが、もう少し排水の方向を分散化することとか、役場の排水については自然浸透させるとか、営林署は現在の国道の横の方に排水しているようですが、それと消防は別に排水していて、それで一つ、三つ分かれている訳です。そういう点で全部役場の排水から加工場の排水まで一箇

所に集中して排水するという方法でなく、もう少し分散化して減らすという方法と、現在の運動公園の横にもっていかないで、高いところはもう少し上の方に流すことが出来ないかどうか、高低差を調査測量してみてもいいです。

排水を分散化することによって年間百トン出た排水が半分に減らせるとか、三十トンに減らせるとかも可能なので、一局集中で全部流すのであふれてしまうというふうなことになっていてはないかと思うので、その辺での清掃だけで対応するようなお話ですが、私はこれであつたら全然改善しないで、いざれ詰ってしまふ心配がありますので、その辺もう少し前向きな対応を考えるようにお願いしたいと思ひます。

村長 先程少し触れましたが、河川堤防改修がそういうことで河床は下げないということになりますと、端末は同じようにはけ口になる訳です。

団地の中の排水管の勾配を下げたり上げたり果たして出来るのかどうかということ、今おっしゃったようなことが

可能なのか再度また調査してみたいと思ひますが、清掃の結果は非常に良かったということも聞いておりますので、私どもとしては随時専門業者による清掃を続けながら、迷惑をかけないようにしたいと

後藤議員

一、本目地区高潮対策工事後の防潮堤越波について
本目折川右岸の防潮堤工事が三月末をもって終了の予定で、約一・五メートル高くなったのですが、大時化の度に防潮堤にあたった波が民家に飛び、屋根が錆びたり外壁の傷みがひどくなるため、住民より早期に消波ブロック等の工事をしてほしい旨、依頼がありました。
この対策について各関係機関に強く要望すべきと思ひますが、村長の考えを伺ひます。

村長

質問者のおっしゃるとおりあの付近は近年、特に前浜の砂がなくなつてシケのとき越波が激しいため、地区会などからも越波防止対策としての消波ブロックの設置についての要望が出ております。

村としてこれら要望を受けまして、以前より周辺の越波防止対策について小樽土木現業所等に対して要請を行つておりますが、平成十一年度から実施しております高潮対策事業で、本目地区は新しい防波堤が海面高五・六メートル

考えております。

いま言ったいろいろな調査は今後してみたいと思ひます。が川のどこに落としていいかという問題もいろいろあるかと思ひますので、その点ご理解いただければと思ひます。

ルと既存の護岸より概ね一メートル程高くなるので、土現としてこれによる状況の変化を確認してから検討したいとの回答を受けております。

しかし本目右岸の防潮堤の工事も概ね完了いたしました。が、大シケのときなどの状況によると、依然として激しい越波により民家の屋根に波しぶきが飛び散っているようであり、私としても質問者と同様に、この地区の越波防止については新たな対策が必要であると思ひ、今後はとも機会あるご

とに土現や道に対し早急に越波防止対策を行つて下さるよう存でございます。

後藤議員

二、賀老の滝見道路の整備について
年々、賀老高原の観光に訪れる人が増えておりますが、特に滝見道路の一部に石等が崩れております。これらの整備に要する予算が組まれていないが、整備の予定はないのか伺ひます。

村長

賀老の滝見道路の転石除去等に係る整備につきましては、毎年公園開設時に滝見道路の手すりを設置しておりますが、手すりとか滝の展望台などの設置を行う際に、滝見道路の通行に支障をきたす土砂等の除去を実施しております。

公園の維持管理に努めてまいります。

再質問

私が言っているのは石が落ちたのを掃除するとかということではなく、いま崩れている、毎年崩れているところ二箇所くらいありますが、それを石かご積むとか、そういう工事をしなければ誰かが怪我をした場合に村の補償対象の原因になるのではないかと、特に賀老の滝、最近脚光をあびている中でそういう事故が起きた場合の対応を考へることが必要であることを私は言っているんです。

抜本的に村長が、これから鳥牧の観光をどうしていくのかを考えたときに、村政執行方針にも何ら具体的な目玉みたいなものはないし、そういうことで私は質問したのでそのことを踏まえて今後の対

以上のことから本年度におきまして、公園の開設時における施設の点検実施等、利用者に支障をきたさないよう

策、意見を願いたいと思
います。
村長

私どもとしては先程ご質問
にあった転石だとか土砂の除
去もこの自然公園管理清掃委
託の中に含まれているという
ことを申し上げた訳です。
ただこれから公園開設の際

後藤議員

三、美利河線トンネル開通後の対策について
念願の美利河トンネル工事が発注され、平成十五年七月
完成の予定ですが、完成後の自噴している温泉を含め、各
周辺の整備等についてプランをたてているのか伺います。

村長

開発道路島牧・美利河線の
仮称カジカトンネルにつきま
しては、ただ今質問者のおっ
しゃったとおり、平成十五年
七月の完成予定で本年一月二
十六日に工事発注となったと
ころであります。事業を所
管しております小樽開発建設
部においても、工事完成後
におけるカジカトンネル周辺地
域の有効活用について、事業
効果促進の観点から課題となっ
ているところであります。

村といたしましても、貴重
な観光資源であるカジカ湯・
黄金湯などの自噴温泉を有し、
景観美に優れた泊川溪谷や希

には安全を確認しなければな
りませんので、転石だとか土
砂の除去以上に必要なものが
出たとした場合については、
当然事故を起こす訳にはいき
ませんので、これらに要する
整備等については補正予算で
対応させていただきたいと思
います。

少固有種であるところのオオ
ヒラウスユキソウに代表され
る高山植物の宝庫である大平
山のアクセスポイントとして
カジカトンネル周辺は村観光
振興の重要箇所になると認識
しているところであります。

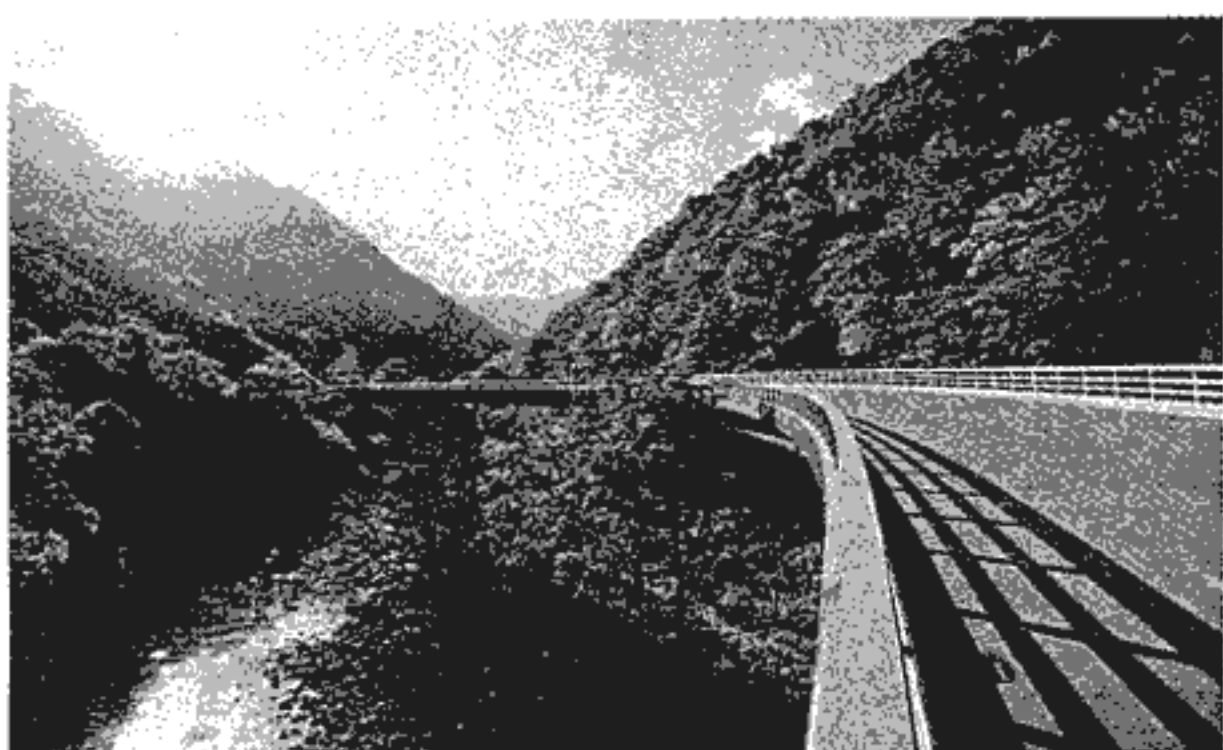
なおご質問のカジカトンネ
ル周辺の整備計画につきまし
ては、昨年中に観光産業振興
の指針となる村観光推進計画
書を作成したところでありま
す。

現在のところこの指針に基
づきまして、村内に散在する
各観光資源地域単位の整備計
画書の作成を行っているところ
であります。

当然ただ今質問者からあり
ましたとおり、カジカトンネ
ル周辺につきましては、この
整備計画の中で位置付けして
作業を行っておりますが、整
備計画書が完成いたしました
ら、先程申し上げました観光
推進計画書もあわせて議会に
お示しする予定であります。

(写真左)
開発道路島牧美利河線
—長大橋が続く—

(写真左下)
泊川左岸に湧出する
泊河鹿湯温泉



意見書の提出

次の意見書が可決され関係省庁へ提出しました。

意見案第一号 緊急地域雇用
提出者 島牧村議会議員

特別交付金の継続と改善に関
する要望意見書
提出者 島牧村議会議員

意見案第二号 特別間伐事業
の創設を求める意見書につ
いて
提出者 島牧村議会議員

意見案第三号 地域医療支援
機構の創設に関する意見書に
ついて
提出者 島牧村議会議員

意見案第四号 育児・介護休
業法の拡充と保育施策の拡充
を求める意見書について
提出者 島牧村議会議員

意見案第五号 KSD事件の
徹底究明を求める意見書につ
いて
提出者 島牧村議会議員

意見案第六号 ハワイ沖にお
ける米国海軍原子力潜水艦衝
突事故に関する意見書につ
いて
提出者 島牧村議会議員

意見案第七号 雇用・失業情
勢の深刻化に対応した労働行
政の充実・強化を求める意見
書について
提出者 島牧村議会議員

意見案第八号 雇用・失業情
勢の深刻化に対応した労働行
政の充実・強化を求める意見
書について
提出者 島牧村議会議員

意見案第九号 雇用・失業情
勢の深刻化に対応した労働行
政の充実・強化を求める意見
書について
提出者 島牧村議会議員

意見案第十号 雇用・失業情
勢の深刻化に対応した労働行
政の充実・強化を求める意見
書について
提出者 島牧村議会議員

意見案第十一号 雇用・失業情
勢の深刻化に対応した労働行
政の充実・強化を求める意見
書について
提出者 島牧村議会議員

意見案第十二号 雇用・失業情
勢の深刻化に対応した労働行
政の充実・強化を求める意見
書について
提出者 島牧村議会議員

意見案第十三号 雇用・失業情
勢の深刻化に対応した労働行
政の充実・強化を求める意見
書について
提出者 島牧村議会議員

意見案第十四号 雇用・失業情
勢の深刻化に対応した労働行
政の充実・強化を求める意見
書について
提出者 島牧村議会議員

意見案第十五号 雇用・失業情
勢の深刻化に対応した労働行
政の充実・強化を求める意見
書について
提出者 島牧村議会議員

意見案第十六号 雇用・失業情
勢の深刻化に対応した労働行
政の充実・強化を求める意見
書について
提出者 島牧村議会議員

意見案第十七号 雇用・失業情
勢の深刻化に対応した労働行
政の充実・強化を求める意見
書について
提出者 島牧村議会議員

意見案第十八号 雇用・失業情
勢の深刻化に対応した労働行
政の充実・強化を求める意見
書について
提出者 島牧村議会議員

意見案第十九号 雇用・失業情
勢の深刻化に対応した労働行
政の充実・強化を求める意見
書について
提出者 島牧村議会議員

意見案第二十号 雇用・失業情
勢の深刻化に対応した労働行
政の充実・強化を求める意見
書について
提出者 島牧村議会議員

意見案第二十一号 雇用・失業情
勢の深刻化に対応した労働行
政の充実・強化を求める意見
書について
提出者 島牧村議会議員

意見案第二十二号 雇用・失業情
勢の深刻化に対応した労働行
政の充実・強化を求める意見
書について
提出者 島牧村議会議員

意見案第二十三号 雇用・失業情
勢の深刻化に対応した労働行
政の充実・強化を求める意見
書について
提出者 島牧村議会議員

意見案第二十四号 雇用・失業情
勢の深刻化に対応した労働行
政の充実・強化を求める意見
書について
提出者 島牧村議会議員

意見案第二十五号 雇用・失業情
勢の深刻化に対応した労働行
政の充実・強化を求める意見
書について
提出者 島牧村議会議員

意見案第二十六号 雇用・失業情
勢の深刻化に対応した労働行
政の充実・強化を求める意見
書について
提出者 島牧村議会議員

意見案第二十七号 雇用・失業情
勢の深刻化に対応した労働行
政の充実・強化を求める意見
書について
提出者 島牧村議会議員

意見案第二十八号 雇用・失業情
勢の深刻化に対応した労働行
政の充実・強化を求める意見
書について
提出者 島牧村議会議員

意見案第二十九号 雇用・失業情
勢の深刻化に対応した労働行
政の充実・強化を求める意見
書について
提出者 島牧村議会議員

意見案第三十号 雇用・失業情
勢の深刻化に対応した労働行
政の充実・強化を求める意見
書について
提出者 島牧村議会議員

村議定会から

予算特別委員会

平成十三年年度の島牧村各会計予算は、三月十二日の第一回村議定会定例会において、予算特別委員会が設置され、これに審査を付託し、三月二十一日、二十二日の二日間にわたり審査されました。

三月二十二日に再開された本会議では、石川予算委員長より「原案のとおり可決すべきもの」と報告があり、更に本会議で採択の結果、委員長の報告どおり各予算とも可決されました。

平成十三年年度島牧村一般会計予算の中で、一千万円以上の主な事業をお知らせいたします。

- 総務費
- 移動通信用鉄塔施設整備事業
- 行政情報化推進事業
- 民生費
- 江ノ島地区コミュニティセンター建設事業
- 災害援護資金貸付金償還金
- 島牧村社会福祉協議会運営費助成
- 島牧村柏光園借入償還助成

平成13年度島牧村一般会計予算 前年度当初対比4.7%減の27億8千6百万円

国民健康保険事業特別会計予算	2億9千2百万円
簡易水道事業特別会計予算	1億1千4百90万円
老人保健特別会計予算	3億6千5百万円
介護保険事業特別会計予算	1億9千7百万円

- 勤労者福利厚生資金融資制度預託金
- 衛生費
- 簡易水道会計繰出金
- 農林水産業費
- 小規模治山事業（杉村地先）
- 小規模治山事業（成田地先）

- 営農資材購入資金貸付金
- 農林業経営再建整備資金貸付金
- 商工費
- ㈱ソーイング島牧運転資金貸付金
- 土木費
- 折川橋架換事業負担金
- 教育費
- 小学校外壁改修工事

第一回村議会臨時会

平成十三年第一回村議会臨時会は四月二十四日午後二時に開会され報告一件、議案七件を審議し、同日午後三時十分閉会しました。

行政報告

一、一般寄付金について
去る三月二十六日、字江ノ島の小杉保治様より、何かに役立ててほしいと五万円の寄付がありましたので報告させていただきます。

審議した議案と内容

報告第一号 専決処分の報告について
〔内容〕庁用自動車運行中における交通事故につき、損害賠償の額を定め、地方自治法

第百八十条第二項の規定により報告するものです。

議案第一号 専決処分の承認を求めることについて

〔内容〕平成十二年度島牧村一般会計予算において、特別交付税、地方債、譲与税等の決定見込みに伴う財源調整等について、三月三十一日付けで専決処分したので承認を求めたものです。

◎審議の結果：全員賛成で原案承認

議案第二号 専決処分の承認を求めることについて

〔内容〕平成十二年度島牧村国民健康保険事業特別会計予算において、財政調整交付金等の額の決定によるもので、三月三十一日付けで専決処分したので承認を求めたものです。

◎審議の結果：全員賛成で原案承認

議案第三号 専決処分の承認を求めることについて

〔内容〕平成十二年度島牧村老人保健特別会計予算において、老人医療費が確定されたことにより予算整理するもので、三月三十一日付けで専決処分したので承認を求めたものです。

◎審議の結果：全員賛成で原案承認
議案第四号 島牧村介護保険給付準備基金条例の制定について

〔内容〕介護保険事業の円滑な運営を図るため基金を設置し、適正に管理運営するため、本条例を制定するものです。

◎審議の結果：全員賛成で原案可決

議案第五号 島牧村税条例の一部改正について

〔内容〕地方税法等の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものです。

◎審議の結果：全員賛成で原案可決

議案第六号 物品購入契約の締結について

〔内容〕島牧村地域インターネット導入基盤整備設備用品購入に当たり、予定価格が七〇〇万円を超えるため議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第三条の規定により議会の議決を求めたものです。

◎審議の結果：全員賛成で原案可決

議案第七号 平成十三年度島牧村一般会計補正予算(第一号)〔内容〕補正額は一、四一六

万六千円を追加し、総額は二億一六万六千円になります。歳出補正の主なものは、歯科医師交代に伴う経費七五四万一千円の追加、江ノ島地区コミュニティセンター建設予定地の変更に伴う経費四八七万六千円の追加などです。

◎審議の結果：全員賛成で原案可決

介護保険及び総合福祉調査特別委員会

(平成十年十一月十二日設置)

委員長 大高 勲 副委員長 石川勝治

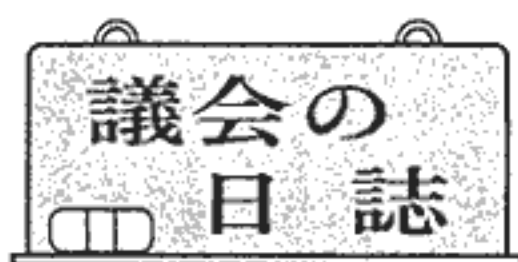
平成十三年第一回村議会定例会終了後(三月二十一日)及び平成十三年第一回村議会臨時会終了後(四月二十四日)

それぞれ介護保険及び総合福祉調査特別委員会が再開されました。三月二十二日は調査について、島牧村の介護保険事業の実施状況や他町村の保険料や利用料の軽減状況等について調査が行われました。四月二十四日は調査議案が介護保険低所得者対策について調査が行われ、利用料(利用者一割負担)についての軽減対策として公費負担を四月一日週及適用し実施することと

し、これらに要する予算については六月定例会で予算補正することになりました。保険料については更に調査し、審議を継続していくことになりました。

- 5日 議会運営委員会
- 8日 島牧村スポーツ表彰式
(生活改善センター 議長)
- 10日 北海道横断自動車道黒松内道路着工式
(黒松内町 議長)
- 12日 第1回村議会定例会
- 21日 定例議会、予算特別委員会
- 22日 予算特別委員会、定例議会
- 介護保険及び総合福祉調査特別委員会
- 27日 例月出納検査
- 〔4月〕
- 2日 (株)オンワード樫山支援要請(東京都 議長)
- 7日 佐藤静雄政経セミナー (札幌市 議長)
- 21日 ボランティア団体はまなす会総会
(レストハウス 議長)
- 23日 島牧三大自然まつり実行委員会役員会
(消防島牧支署 議長外)
- 24日 第1回村議会臨時会
- 介護保険及び総合福祉調査特別委員会
- 25日 例月出納検査

(平成13年2月14日)
(平成13年4月25日)



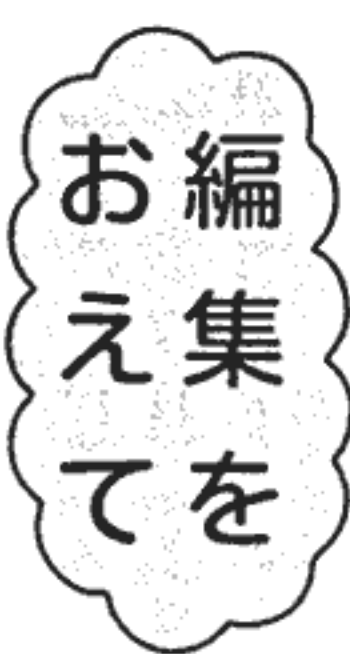
〔2月〕

- 14日 南部後志環境衛生組合臨時議会
(黒松内町 野坂議員)
- 例月出納検査
- 15日 議員協議会
- 18日 中川隆之後志セミナー (虻田町 議長)
- 19日 北海道の市町村合併を考えるシンポジウム
(札幌市 議長)
- 25日 島牧村婦人防火クラブ研修会
(生活改善センター 議長)
- 26日 後志支庁管内町村議会議長会役員会、総会
(虻田町 議長)
- 27日 島牧地域電力懇談会 (高田旅館 議長)

〔3月〕

- 4日 第26回羊蹄大学 (虻田町 議長)

▽議会広報「かりば第九十五号」をお届けいたします。
本号では平成十三年度予算を審議する第一回定例会の審議内容、一般質問を中心に編集しました。



▽議会広報「かりば」も昭和四十七年八月、議公会報「かりば」第一号として発刊以来号を重ね、本号で九十五号となりました。

前号まで紙面の大きさがB五サイズでありましたが、本号からA四サイズでお届けすることになりました。

時代の変遷は激しく、地方分権が進み市町村合併が議論されている今、議会の果たすべき役割も益々重要となって参ります。

厳しい村財政状況のもとではありますがご理解いただき読みやすく、親しみやすい紙面づくりに努力して参りたいと思います。

今後共多数のご意見、ご感想をお寄せ下さい。